

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

木曾町総合トレーニングセンター建設事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県木曾町

3 地域再生計画の区域

長野県木曾町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

①平成17年11月に木曾福島町、日義村、開田村、三岳村の4町村が合併した木曾町では、人口減少が急速に進み、合併時13,985人であった人口が、2022年12月現在10,248人となり、まもなく1万人を割る状況になっている。また、平均寿命が伸び高齢化率も43.2%と二人に一人が高齢者となるなかで、健康的に生活できる高齢者を増やしていくことが必要であるものの、令和4年度に実施した町民アンケートでは、週1回60分以上又は週2回30分以上運動していると回答したのは28.6%に過ぎず、さらに50代から高齢者にかけて参加しやすい軽スポーツなどのスポーツイベントが開催されていないため回答者の90.5%がスポーツイベントに参加していないと回答している。

②出生率は下がり、合併した平成17年には年間92名だった出生数は、令和2年には39名まで減少している。少子化の影響は、スポーツにも影響がでており、特に今まで青少年のスポーツ振興の中核を成していた中学校部活動において、1校ではチーム編成が困難な競技も現れる状況であり、また、教師の働き方改革の視点からも改善を図る必要がある。子どものスポーツ環境の担い手を学校教育から地域社会が担う時代が変わりつつあり、その対応が喫緊の課題である。子供たちの指導は地域住民がボランティアであたっているが、各競技の指導者確保と持続可能な組織とするためにも待遇向上が必要であり、また、信頼される指導者として資質の向上が求められる。

③障害者がスポーツを楽しむ場や障害を持つ個人・家族・関係者が交流する場がなく、引きこもりがちな障害者が、気軽にスポーツを楽しみ交流できる場所が必要である。

④「木曾は相撲どころ」と呼ばれ相撲がとても盛んである。昭和53年開催の長野県やまびこ国体以降、木曾相撲連盟が主体となって大小幾つもの大会を開催してきた効果といえる。これにより蓄積された人脈を糧に相撲による交流人口の増加を図りたいが、合宿練習用の施設が老朽化し、大学や大相撲部屋にネットワークがあっても大会や合宿を招致しづらい状況である。相撲留学の受入れ、大学の合宿、大相撲の巡業などを招致できる施設と組織を整備し、相撲による交流人口を増やしたい。

⑤町内には、歩いて感じる町をテーマに街並みを整備した木曾福島宿や、地方創生プロジェクトで中山道を整備した宮ノ越宿があるが、コロナ禍による観光客の減少から整備した街並みを観光的に活かすできていない。中山道の宿場は歩いてもらうと良さがわかり、人が歩くことで町に賑わいも生まれるので、コロナ終息後のインバウンド復活や観光客の増加に備えて電動自転車等、手軽に健康的に街並みを回遊できる仕組みを整えたい。

こうした課題があるなか、平成26年に木曾町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し町の再生に取り組んでいるが、今回あらたにスポーツによりハード、ソフト両面の施策を実施して、これらの課題を解決する。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

木曾町では、すべての住民がそれぞれの年代や生活スタイルに応じて多様なスポーツ活動に参加し、楽しみ、交流を深め、健康増進と自己実現を図ることを推進するために次の3つの重要施策を掲げている。

①子供からシニアまで多世代にわたる多くの人に運動機会を提供する。

②スポーツ指導者及び競技団体の育成を図る。

③老朽化するスポーツ施設の改善など生涯スポーツの基盤づくりを行う。

住民が自発的に自分にあった運動に挑戦し、心からスポーツを楽しむことのできる「仕掛ける拠点」となるスポーツ拠点施設の整備により、スポーツに携わる町民の参加率増加を図り、健康増進に取り組む。

さらに、木曾町まち・ひと・しごと創生総合戦略で取り組むまちづくりにスポーツを取り入れて、そこから交流人口を増加させたい。

具体的には、「木曾は相撲どころ」と呼ばれる特長を生かして、相撲を柱としたスポーツ振興拠点の設置により、大会（コロナ前約700人参加）、高校・大学の合宿（コロナ前約560人利用）、出羽海部屋合宿（5日間・力士15人・観客約2,000人）等を招致し、相撲での交流人口を増加させ、また相撲・空手などの武道と和文化の太鼓を取り入れた「武道ツーリズム」により交流人口を増大させることにより、スポーツによる町の賑わいを創出する。

また、町民の嗜好の多様化に応えるために、「スポーツコミッション」の設立により官・民一体でスポーツ拠点の運営を目指していく。リモート研修で競技者や指導者を育成し、パブリックビューイングでスポーツのファンをつくるなどデジタルを活用した事業を行う。これにより、健康で楽しい町づくりを進めるとともに、スポーツのもつ話題性や集客力などの魅力を生かし社会的効果と経済的効果を生み出していく。

○社会的効果

- ・「相撲の町」としての知名度の向上とブランド化への貢献
- ・地域住民のスポーツ関心層の拡大（今までスポーツに興味がなかった層への訴求→スポーツ参加率の増加）
- ・児童生徒のスポーツ環境の保障
- ・パラリンピック選手の練習受入れによる共生社会へ理解（障害を学ぶ）

○経済的効果

- ・スポーツ交流人口の拡大による効果
- ・体験型ツーリズムやスポーツアクティビティの提供による効果

【数値目標】

K P I ①	武道による交流人口	単位	人／年
K P I ②	施設利用者数	単位	人／年
K P I ③	ジュニアスポーツクラブ加入率	単位	%
K P I ④	高齢者運動教室参加者数	単位	人／年

	事業開始前 (現時点)	2023年度 増加分 (1年目)	2024年度 増加分 (2年目)	2025年度 増加分 (3年目)	2026年度 増加分 (4年目)	2027年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計
K P I ①	0.00	0.00	0.00	3,270.00	260.00	260.00	3,790.00
K P I ②	0.00	0.00	0.00	5,250.00	650.00	800.00	6,700.00
K P I ③	57.40	0.60	2.00	3.00	3.00	4.00	12.60
K P I ④	0.00	0.00	0.00	800.00	720.00	780.00	2,300.00

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備タイプ（内閣府）：【A3016】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地域色を生かした新たなスポーツの拠点整備計画

③ 事業の内容

今回整備するスポーツ拠点施設は、多種多様な競技選手が利用できるトレーニング機能とともに大会時の事務所機能、合宿招致のために必要な宿泊用の機能を備えた施設とする。

【総合トレーニングセンター】

・相撲稽古場

少年相撲クラブが常時練習できる土俵を2面整備する。また、近年増加している女子選手が不自由なく練習できる設備として女子更衣室・シャワー室を整備する。屋内稽古場の設置により天候に左右されず練習や大会が開催できる。砂遊びは幼児の心身の健全育成に役立つ効果があるとされるため、屋内土俵は未就園・未就学児が安全に裸足で遊べるエリアとしても活用する。同時に子供や親のコミュニティーの場としても活用する。

・大広間

合宿時の食事対応として大広間と炊事場を整備する。これにより高校や大学等団体の合宿を招致でき、相撲交流を推進できる。大相撲部屋の合宿を招致すれば交流人口が増加し、地域の活性化が図られる。

・トレーニングルーム

トレーニングルームを整備する。全館をバリアフリー化しエレベーターを設置して、高齢者や障害者でも利用しやすい環境を提供する。トレーニングルームは合宿時の就床用に利用するほか、太鼓や卓球などの活動場所として、さらに各世代向けの健康教室を開催、屋内軽スポーツイベント、ストレッチスポーツイベントを開催し、参加率を向上させて町民の交流と健康増進を図る。

・ストレッチルーム

ストレッチルームでは、ストレッチマシンを設置して身体の機能改善を図る場所を提供する。指導員により特に高齢者の身体の不具合を改善する。

・映像解析室

様々な競技選手がデジタル技術による指導を受けられるよう映像解析室を整備する。指導者等から映像解析により動作指導を受けることは、選手の技術力向上に効果があると期待する。指導者の資質向上にもつながる。また、都会のプロ選手からリモートによる激励や指導は、地方に住む児童生徒にとって大きな励みになる。そのほか、地元出身選手の大会や試合のパブリックビューイングとしても活用したい。

・レンタルショップ

施設は中山道の間道に位置しており、歴史ある中山道の町並み散策や美しい景観を有する木曾駒高原へアクセスが良いため、スポーツアクティビティ活動の拠点として電動自転車・ポールウォーキングのレンタルを行い、健康増進と観光振興につなげる。

・展示スペース・資料室

展示室を設けて、木曾少年相撲クラブが全国大会等で獲得した賞典、同クラブに所属していた木曾出身力士が獲得した賞杯等を展示する。長年の功績を讃えるとともに選手を鼓舞する場所として活用する。また、来客者が観覧しやすい導線上に展示して観光振興にも役立つ効果がある。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

幼児から高齢者も対象とした運動教室の定期開催による施設利用収入、高校・大学等の合宿誘致による利用料、インバウンド向け「武道ツーリズム」の体験料収入、Eバイク・ポールウォーキングなどアクティビティのレンタル収入により、スポーツ拠点として一定の収益を確保する。

一方で、施設管理やツーリズムの受付、デジタルプロモーション、オンライン企画の提供など営業やサービス業務を担当する人員と一般向けトレーニング指導やジュニアスポーツ指導者研修などを企画提供する人員を配置するとともに、木曾相撲連盟にも児童生徒の指導や相撲大会の企画運営を主体的に担っていただく。これにより、競技業務とサービス業務の人材を確保し、施設運営の安定と通年顧客により雇用の安定を図る。

事業経費及び維持管理経費 令和8年度見込み

トレーナー・コーディネーター雇用 $3,300\text{千円} \times 2\text{人} = 6,600\text{千円}$

ジュニアスポーツ指導者講習 $50\text{千円} \times 6\text{回} = 300\text{千円}$

その他光熱水費等 $1,600\text{千円}$

事業収入 令和8年度目標値（料金は暫定）

武道ツーリズム参加料 $3,000\text{円} \times 360\text{人} = 1,080\text{千円}$

合宿利用料 $10,000\text{円} \times ((1\text{泊} \times 3\text{高校}) + (4\text{泊} \times 6\text{大学}) + (1\text{泊} \times 7\text{回(強化チーム)})) = 340\text{千円}$

Eバイクレンタル料 $2,500\text{円} \times 300\text{人} = 750\text{千円}$

ポールウォーキングレンタル料 $1,000\text{円} \times 500\text{人} = 500\text{千円}$

その他施設利用料 $500\text{円} \times 540\text{時間} = 270\text{千円}$

【官民協働】

スポーツ振興拠点の管理運営は、木曾相撲連盟、総合的なスポーツ指導者、施設管理者の三者で協働し、将来的にはスポーツ庁が推奨する地域スポーツコミッションを目指す。これに町から財政支援・情報支援を行う。

- ・木曾相撲連盟

木曾相撲連盟は会員（社会人）40名（うち指導者10名）が在籍し、会員は主に教員、地方公務員、会社員で構成されている。木曾郡下の未就学児、小学生、中学生、高校生の指導にあたり、町と共催で中部日本選抜中学生相撲大会、連盟独自で木曾郡相撲選手権大会などを開催する。

プロ（日本相撲協会所属部屋）とのネットワークもあり、多様な年齢層や職業で構成する理想的な指導者体制であるので、町としては、中学校部活動の地域移行の受け皿を視野に令和5年度に創設するジュニアスポーツクラブにおいて他の競技団体に紹介するなどモデルとしたい考えである。

- ・ジュニアスポーツ指導者

ジュニアスポーツを支える指導者は、一般の社会人がボランティアによる指導を行っている。子供たちが様々なスポーツを経験し社会経験を積めるよう指導者の待遇優遇等を行い質の高い指導体制を整える。

- ・総合的なスポーツ指導者（トレーナー）

住民の健康づくり講座やスポーツトレーニング講座、フィジカル指導など拠点を利用して総合的にスポーツ指導ができる者を非常勤で配置する。体育協会会員や他の町営スポーツ施設を指定管理している事業者との連携を図る。

- ・施設管理者（コーディネーター）

スポーツイベントの企画から大会招致、地域外への営業、武道ツーリズムの受入れなど日常的な管理運営を担う。新規雇用により人員を確保する。（軌道に乗るまで町職員がサポート）

- ・木曾おんたけ観光局（DMO）には武道ツーリズムの商品化と販売を手掛けていただく。

- ・商工会や地元企業には、大相撲部屋の巡業受け入れを協力していただく。

- ・長野県内の大学や病院とはフィジカル、メディカルトレーニングなどの協力を呼び掛ける。

- ・民間からの資金

新規スポーツ大会の運営費や新規スポーツの備品購入にあたっては、注目を集めて利用者を増やすためにもクラウドファンディングを活用して資金を募る。

【地域間連携】

木曾郡内の町村や団体とスポーツ連携を図り、一町単独ではできない特色あるスポーツ教室の開催や各種取組みを紹介しあい地域間交流につなげる。木曾は中京圏との結びつきが強いいため、相撲合宿・相撲大会への参加招致による交流人口の増加を図る。これにより地域活性化が図られ「木曾は相撲どころ」のイメージを定着させる。

長野県及び木曾郡6町村

- ・県

長野県で整備された県立武道館には相撲施設が設置されておらず、相撲競技については木曾町での開催や競技施設の利用促進に長野県としてもハード・ソフト両面から支援をしている。

具体的には、総合トレーニングセンターに隣接する既設の本土俵施設を令和6年度に改修予定であり、その施設整備費への補助を予定している。また、県レベル、県が招致する全国レベルの相撲大会は、今後、木曾町の施設を利用することとしている。更に、合宿で活用可能な施設や宿泊施設など多様な情報を紹介する「長野県合宿ガイド」による情報発信や、合宿を催行する学校や旅行会社への支援などにより、長野県への合宿誘致に取り組んでいる。

- ・木曾郡（6町村）

近隣市町村でも少子高齢化が進み、また、スポーツクラブに所属する児童生徒も減少しているなか、地域間でスポーツネットワークを構築し木曾町がジュニアスポーツの中核の町として児童生徒・指導者の人材育成を積極的に行う。

- ・友好提携都市

木曾町が友好提携を結んでいる北海道福島町は、千代の山、千代の富士の二横綱を輩出し、今でも相撲が盛んな町であるので、相撲による振興策の共有など連携していく。

【政策間連携】

(教育)

町内小学生約400名が参加する木曾町小学生相撲大会と木曾町中学校の生徒（約150名）が参加する木曾町民相撲大会は白熱した大会として人気があり、CATVで生放送されるほど地元行事として定着している。この施設ができることで女子選手も参加しやすくなり、この大会にむけて各学校とも練習を積むこと、そのなかで武道精神も学ぶことで、わが国特有の伝統文化を学び、勝敗に関わらず相手を尊重したり気配りができるなど人間的な成長の役割を果たすことができる。そうした教育の場としていく。

(観光)

県外選手が参加する大会をより多く、より大規模に開催することにより町内宿泊施設や飲食店の利用が増えて、地域経済が活性化する。さらに大相撲巡業や大相撲合宿の招致により、地元を楽しみと賑わいを創出する。

また、施設内に地元出身のプロ選手の獲得した賞典等を展示し、普段目にすることのない展示品を充実させ町民や町外へ発信することにより、施設の魅力が増し集客を図っていく。

(地域活動・高齢者への配慮)

木曾町は寒冷地のため冬季の体育館での運動は高齢者の身体には厳しいものがある。当町の自治協議会（地域自治組織）が開催する冬季運動教室や毎週30名が参加する「健康散歩」事業などの健康イベントを冷暖房が効いた適度な大きさの新しい拠点で行うことにより、高齢者の身体への負担が軽減され、年間を通じた健康づくり教室などで更なる利用者の増加を図る。

(雇用)

スポーツトレーナー・コーディネーター等専門の人材を雇用することにより、地域移行される中学生部活動や小学生の身体的管理、関係団体との連絡調整、また、指導者への専門的な指導方法の講習を行い、将来を担う子どもたちに充実したスポーツ環境を提供する。

【デジタル社会の形成への寄与】

内容①

映像解析室の整備、プロジェクター等映像機器の設置によるオンライン指導の導入
(デジタル技術を活用した練習環境づくり)

理由①

映像解析室を整備することによりデジタルを用いた指導が受けられる。都市圏のプロの指導者からのオンライン研修、地元出身のプロ選手からのリモートでの激励や指導などデジタル技術を活用したコミュニケーション環境の向上によって、指導力の向上が期待できる。同施設の利用者増加が期待できるとともに、スポーツ拠点としての目的を叶え、地域格差を解消できる。

内容②

総合トレーニングセンター内のWi-Fiの完備

理由②

総合トレーニングセンター内にWi-Fi環境を整備することにより、SNSを活用し大会の様子のオンライン配信が可能となり利用者の利便性を向上できる。

内容③

該当なし。

理由③

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 6 月

【検証方法】

1. 木曾町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議での検証
2. 木曾町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議での事業評価

【外部組織の参画者】

- ・産：木曾おんたけ観光局・木曾町商工会・木曾町農業委員会・木曾森林組合
- ・官：長野県木曾地域振興局・木曾町議会
- ・学：木曾町教育委員会
- ・金：八十二銀行福島支店
- ・労：木曾福島公共職業安定所
- ・福：木曾町社会福祉協議会
- ・女：福島学童クラブ・木曾町障害者ケアホーム風舎

【検証結果の公表の方法】

木曾町ホームページで公表予定

- ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3016】
総事業費 761,200 千円

- ⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日 まで

- ⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) スポーツ振興と施設利用者の増加に向けた地域スポーツコミッションの創設

ア 事業概要

官民一体となってスポーツ振興事業に取り組むため、木曾町地域スポーツコミッション（仮称）を創設する。ストレスなく参加できるスポーツ講座やスポーツ大会のほか、相撲などの合宿誘致のための営業を合同で行い、施設利用者を増やす。

イ 事業実施主体

木曾町、民間企業（スポーツ事業所等）、スポーツ団体（木曾相撲連盟）

ウ 事業実施期間

2024年4月1日から2028年3月31日まで

(2) 武道と和文化ツーリズムの提供

ア 事業概要

インバウンド向けに武道と和文化の体験講座を商品化する。相撲体験は、本土俵における画像撮影の他四股体験、取組体験、ちゃんこ体験など木曾相撲連盟が提供する。太鼓体験は、当町出身で経験豊富な指導歴を持つ(株)太鼓センター創業者の東宗謙氏に依頼する。そのほか、拠点施設を核とした中山道の街道めぐり、木曾駒高原へのツーリング、禅宗が多い町内寺院での座禅体験などまちぐるみで木曾ならではのアクティビティを提供する。

イ 事業実施主体

木曾町、町内スポーツ事務所、木曾おんたけ観光局、町内寺院

ウ 事業実施期間

2024年4月1日から2028年3月31日まで

(3) 木曾町ジュニアスポーツクラブの創設

ア 事業概要

過疎地においても好きなスポーツができる環境を児童生徒に提供する。指導者不足に対応するため、ジュニアスポーツクラブを創設し、指導者組織を強化する。指導者の確保のため、町費でも指導料を手当とする。あわせて、中学校の部活動地域移行の受け皿には、指導者、保護者、学校の連絡調整役が必要不可欠なため、当拠点施設にクラブ事務局を設置する。指導者向けのデジタル（リモート）も含めた指導者研修も企画する。

イ 事業実施主体

木曾町、木曾町ジュニアスポーツクラブ

ウ 事業実施期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2028年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。